

国民健康保険税の滞納整理の視点から 行政経営の基礎としての収税対策

福山大学経済学部 講師 関下弘樹先生

・冒頭、関下先生から、自己紹介。そして、自治体職員として8年間国保税の収税業務に携わってこれられた実務経験をもとに講義されました。

1. 講義内容

・滞納整理の基本的な視点として、「差し押さえしないと賠償請求」という状況が提示されたこと、秋田地裁での判決が教訓的な例としてのべられた。内容は、秋田県鹿角市が市税の徴収を怠ったとして、児玉一市長らに約440万円の損害賠償を請求するよう鹿角市に求めた住民訴訟の判決で、秋田地裁は29日、市の処理を違法と判断し、市長と幹部職員の6人の軽7人に約350万円の賠償を請求するよう市に命じた判決。

・国保保険税の滞納整理強化は、自治体財政の厳しい状況が背景にあり、歳入の確保・債権管理が、緊急の課題として存在しているということ。また、具体的な滞納税等の分類は、現年度課税分（当該年度の課税額）、滞年（過年度）当該年度以前の課税額で徴収されずに滞納繰越となった税額であることを説明された。

・次に、T市の国保税を例にして収益率の推移について解説。現年度課税額状況は平成20年から本格的に滞納整理着手、20年を底にV字回復。滞納繰越分は平成18年から回復傾向、滞納整理取り組み後は収納目標値で推移しているとのことであった。

・自治体における債権の説明では、債権の種類を図示され、その中で強制徴収債権として地方税、公債権（強制徴収権のあるもの）があること。また、その2つには「自力執行権」、つまり、法の定めるところに従い債権者である行政庁がみずから強制執行をなしうる権利があることが説明された。強制徴収債権の事例として根拠法である自治法231条3、地方税法329条などの規定をもとに徴収がすすめられているとの説明。

・後半のお話では、債券管理の前提である督促状、時効、滞納処分のがれ、滞納整理の第一歩である財産調査、滞納整理の大前提である財産の差し押さえなど体験された搜索事例も踏まえながらわかりやすくお話していただきました。

・まとめとして、滞納処分を共同処理する滞納整理機構についての概要と、滞納整理に伴う危険についての言及など、滞納整理業務に従事された先生の率直なご意見も伺えました。お話の中から、先生の誠実なお人柄がうかがわれました。実務経験に伴う減多に伺えるお話ではなかったのですが、質疑応答も活発にかわされ、充実しワークショップとなりました。（記中村勇造）